

学校保健安全法に定める学校感染症について

「学校において予防すべき感染症」は、学校保健安全法において以下のとおり分類され、罹患した場合は感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

以下に記す感染症に罹患した場合は、大学へ連絡し、治癒後に医師の診断書を添えて公欠届を提出してください。

	対象疾患	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(M)、特定鳥インフルエンザ指定感染症および新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで